

○吹田市民体育館条例

昭和47年10月2日条例第30号

(設置)

第1条 市民の体育及びスポーツの振興を図り、市民生活の向上及び青少年の健全育成に寄与するため、本市に体育館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立片山市民体育館 吹田市出口町31番2号
- (2) 吹田市立北千里市民体育館 吹田市藤白台5丁目5番1号
- (3) 吹田市立山田市民体育館 吹田市山田西3丁目84番1号
- (4) 吹田市立南吹田市民体育館 吹田市南吹田5丁目34番1号
- (5) 吹田市立目俵市民体育館 吹田市目俵町1番11号

(施設の特例)

第3条 体育館のうち、吹田市立目俵市民体育館には、市民の集会等の用に供し、もつて市民相互の交流を図るため、多目的ホールを置く。

(事業)

第4条 体育館は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体育及びスポーツに係る指導及び助言に関すること。
- (2) 体育及びスポーツに係る競技会及び講習会の開催に関すること。
- (3) 体育及びスポーツに係る指導者の養成に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第5条 体育館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

- 2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

第9条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

第10条 この条例に基づく処分によつて使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に体育館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 使用の許可に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理に関し市長が必要と認める業務

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、体育館の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。

- 3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 5 第1項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第5条から第7条まで、第8条第1項及び前2条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者候補者選定委員会)

第12条 前条第1項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和47年10月12日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (平成30年3月30日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月9日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市民体育館条例別表の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

市民体育館使用料

(1) 専用使用の場合

施設の名称	金額		
	開館時刻から正午までの時間帯	正午から午後6時までの時間帯	午後6時から閉館時刻までの時間帯
第1体育室	1時間につき 2,600円	1時間につき 3,300円	1時間につき 5,900円
第2体育室（北千里市民体育館・山田市民体育館・目俵市民体育館）	1時間につき 1,200円	1時間につき 1,600円	1時間につき 2,800円
その他の体育室	1時間につき 500円	1時間につき 630円	1時間につき 1,100円
多目的ホール（目俵市民体育館）	1時間につき 600円	1時間につき 750円	1時間につき 1,000円

備考

- 1 専用使用は、10人以上の者で構成される団体が使用する場合に許可する。
- 2 団体の所在地が市外にあるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。
- 3 第1体育室について、半面のみを使用するときは、本表使用料の2分の1の使用料を徴収する。
- 4 市長が定める附属設備等を使用するときは、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。

(2) 個人使用の場合

使用者	金額
小学生・中学生	1時間につき70円
一般	1時間につき150円

備考

- 1 「一般」には、小学校就学前の者を含まない。
- 2 使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれもが市外にあるときは、本

表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。

- 3 本表使用料の徴収は、市長の発行する回数券を提出させることにより行うことができる。
- 4 前項の回数券は、11枚で1つづりとし、1つづりの販売金額は、回数券1枚の額面金額の10倍に相当する金額とする。